「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,200
つり索の離脱装置	1個につき	1,450

」に改める。

（船舶構造規則の一部改正）

第五条　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「（防食）」に改め、同条第一項中「貨物油（」の下に「次項及び」を加え、「腐しょく」を「腐食」に、「防しょく」を「防食」に改め、同条に次の一項を加える。

2　載貨重量トン数五千トン以上の原油の輸送の用に供するタンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）のディープタンク（専ら燃料油等を積載するもののうち、原油を積載するものに限る。）内の腐食が生じやすい箇所には、告示で定める防食措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該ディープタンクに積載する原油の成分を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に製造されたコンテナ（以下「現存コンテナ」という。）に係る荷重試験については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第十三号表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存コンテナに係る最大積重ね荷重又はラッキング試験荷重値については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十六条の四第一項及び第三項並びに第五十九条の二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に現存コンテナに取り付けられている安全承認板については、新規則第二十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に係る消防設備については、第三条による改正後の船舶消防設備規則第六十八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶構造規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　平成二十五年一月一日前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあっては、平成二十五年七月一日前に建造に着手されたもの）であって平成二十八年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものに講じる防食措置については、第五条の規定による改正後の船舶構造規則第六十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二百七十二条第三項中「第六十八条第四項から第六項まで」を「第六十八条第五項から第七項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

告　示

○外務省告示第四百二十号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十四年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰは、次のとおりである。

（平成二十三年十一月十六日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十三年十二月二十八日　　外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅰ　二千十二年の禁止表（二千十二年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2、S4、S5及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、世界ドーピング防止規範4.2.2の規定により、全て「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（例えば、前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物用の薬）は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

S1.1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

一―アンドロステンジオール（五アルファ―アンドロスト―一―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）、一―アンドロステンジオン（五アルファ―アンドロスト―一―エン―三・十七―ジオン）、ボランジオール（エストラ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスタ―一・四―ジエン―三・十七―ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（十七アルファ―エチニル―十七ベータ―ヒドロキシアンドロスト―四―エノ［二・三―ｄ］イソオキサゾール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（四―クロロ―十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、デスオキシメチルテストステロン（十七アルファ―メチル―五アルファ―アンドロスト―二―エン―十七ベータ―オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九―ノル―十七アルファ―プレグナ―四―エン―十七―オール）、フルオキシメステロン、ホルメボロン、フラザボール（十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチル―五アルファ―アンドロスタノ［二・三―ｃ］―フラザン）、ゲストリノン、四―ヒドロキシテストステロン（四・十七ベータ―ジヒドロキシアンドロスト―四―エン―三―オン）、メスタ